

令和6年 7月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和6年7月30日 開会

令和6年7月30日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和6年
7月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
7月30日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第2号、報告第3号の上程、説明	7
○議案第16号の上程、説明	7
○一般質問	9
15番 中村洋子議員	9
14番 諏訪幸男議員	12
13番 浦田充議員	15
8番 諏訪三津枝議員	18
○議案第16号の質疑、討論、採決	21
○管理者のあいさつ	22
○閉 会	23
<hr/>	
署名議員	25
参考資料	
議決結果一覧表	27

埼玉県央広域事務組合告示第10号

令和6年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年7月23日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

- 1 期 日 令和6年7月30日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15名

1 番	小 泉 晋 史 議 員	2 番	矢 島 洋 文 議 員
3 番	市ノ川 徳 宏 議 員	4 番	須 山 陽一朗 議 員
5 番	渡 邊 広 美 議 員	6 番	芥 藤 章 議 員
7 番	金 森 すみ子 議 員	8 番	諏 訪 三津枝 議 員
9 番	坂 本 国 広 議 員	10 番	橋 本 稔 議 員
11 番	秋 谷 修 議 員	12 番	糸 井 政 樹 議 員
13 番	浦 田 充 議 員	14 番	諏 訪 幸 男 議 員
15 番	中 村 洋 子 議 員		

○ 不 応 招 議 員 なし

令和6年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和6年7月30日（火曜日）

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 報告第2号及び報告第3号の上程、趣旨説明
- 6 議案第16号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第16号の質疑、討論、採決
- 9 管理者のあいさつ
- 10 閉 会

○出席議員 15名

1番	小泉晋史	議員	2番	矢島洋文	議員
3番	市ノ川徳宏	議員	4番	須山陽一朗	議員
5番	渡邊広美	議員	6番	斉藤章	議員
7番	金森すみ子	議員	8番	諏訪三津枝	議員
9番	坂本国広	議員	10番	橋本稔	議員
11番	秋谷修	議員	12番	糸井政樹	議員
13番	浦田充	議員	14番	諏訪幸男	議員
15番	中村洋子	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	並木正年
副管理者	小野克典
副管理者	三宮幸雄
会計管理者	矢澤欣子
参事兼事務局長	小川哲夫
消防長	黒沢高志
本部次長	千村茂
次長兼 警防課長	原田正美
鴻巣消防署長	卯月光弘
桶川消防署長	福島統
北本消防署長	青木秀昭
消防総務課長	島田英樹
予防課長	坂巻泰弘
救急課長	岩崎徳生
指令課長	相原健治
総務課長	鈴木浩一

○本会議に出席した事務局職員

書記	福島大輔	書記	小杉友紀
書記	金井智弘		

(開会 午前 8時58分)

◎ 開会の宣告

橋本 稔議長 ただいまから令和6年7月埼玉県中央広域事務組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開議の宣告

橋本 稔議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

橋本 稔議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。
7番、金森すみ子議員、12番、糸井政樹議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

橋本 稔議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、7月30日の1日間といたしたいと思っております。これに異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 ご異議ないものと認めます。
よって、会期は7月30日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

橋本 稔議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりで
ございます。ご了承願います。

◎ 諸般の報告

橋本 稔議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和5年度3月分及び4月分並びに令和6年度4月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、去る7月1日、2日に実施いたしました令和6年度埼玉県央広域事務組合議会議員行政研修視察の報告書は、本定例会までに準備ができませんでしたので、次回の議会時に応接室にて御覧いただきたいと存じます。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告させます。

福島書記。

〔書記朗読〕

橋本 稔議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

◎ 行 政 報 告

橋本 稔議長 日程第4、行政報告を行います。

小川参事兼事務局長から行政報告を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

小川哲夫参事兼事務局長 おはようございます。それでは、令和6年第1回臨時会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、鴻巣消防署鴻巣天神分署整備事業につきましてご報告申し上げます。事務所棟の完成を本年7月中旬に予定しておりましたが、受電工事が1週間遅れたことにより、7月26日に完成引き渡しを受け、明日7月31日から新庁舎で業務を開始いたします。なお、8月からは既存庁舎の解体を行い、その後、車庫棟の建築に着手する予定でございます。

次に、桶川消防署桶川西分署整備事業につきましてご報告申し上げます。建設用地内に市道2316号線が含まれておりましたが、令和6年6月桶川市議会定例会において路線の廃止が可決されました。これを受け、建設用地内の市道の譲渡につきましては、今後、桶川市と手続を進めてまいります。それ以外の土地につきましては、全て移転登記が完了いたしました。

次に、消防救助技術指導会につきましてご報告申し上げます。6月8日に開催されました第51回埼玉県消防救助技術指導会において、障害突破の種目に出場した桶川消防署のチームが第4位となりました。その後、7月18日に千葉県市原市にあります千葉県消防学校で開催されました第52回消防救助技術関東地区指導会に出場いたしました。惜しくも全国大会の出場には至りませんでした。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。令和6年4月1日から本年6月30日

までの3か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は778件で前年度の同時期と比較して23件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は、約10.1件でございました。また、葬儀、告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて143件で、前年度の同時期と同数で、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。

小動物の火葬件数につきましては343件で、前年度の同時期と比較して20件の増加となり、1日当たりの利用件数は約4.5件でございました。

以上、行政報告とさせていただきます。

◎ 報告第2号、報告第3号の上程、説明

橋本 稔議長 日程第5、報告第2号及び報告第3号につきまして説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 本日ここに令和6年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。

初めに、報告第2号につきまして、ご説明申し上げます。令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計、鴻巣天神分署整備事業に係る継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙繰越計算書のとおり報告させていただくものでございます。

次に、報告第3号につきましてご説明申し上げます。令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計、桶川西分署整備事業及び消防自動車等整備事業に係る繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越計算書のとおり報告させていただくものでございます。

以上でございます。

橋本 稔議長 報告第2号及び報告第3号につきましては、議決案件ではございませんので、報告のとおりご了承願います。

◎ 議案第16号の上程、説明

橋本 稔議長 日程第6、議案第16号を上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 今回ご提案申し上げました議案は1件であります。これよりご説明申し上げます。

議案第16号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

本案は、令和6年度における第1回目の補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,983万円とするものであります。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

橋本 稔議長 次に、議案第16号の細部説明を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

小川哲夫参事兼事務局長 それでは、議案第16号につきまして、細部説明を申し上げます。

議案第16号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。歳入でございますが、5款2項1目1節物品売払収入、警防課は、補正前の予算30万1,000円に対し、指揮車61万1,111円、事務連絡車68万9,700円で売却できたことから、100万円を増額するものです。

10款1項1目消防債、消防総務課は、事業費の確定により事業債を30万円減額するものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳出でございます。初めに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、24節積立金、財政調整積立金436万3,000円は、一般会計分を積み立てるものでございます。

次に、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費、17節備品購入費は、警防課の災害対応ドローンの入札による事業費の確定により71万9,000円を減額するものでございます。

次に、2目消防施設費、12節委託料は、指令課更新支援業務委託料の確定により182万6,000円を減額し、17節救急課備品購入費は、高規格救急自動車の事業費の確定により111万8,000円を減額するものでございます。

以上で議案第16号の細部説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

橋本 稔議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9時11分）



（開議 午前 9時34分）

橋本 稔議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 一 般 質 問

橋本 稔議長 日程第7、これより一般質問を行います。

通告により、質問を許可いたします。

15番、中村洋子議員の質問を許します。

中村洋子議員。

[15番 中村洋子議員登壇]

15番 中村洋子議員 おはようございます。通告に従いまして、件名2件通告しておりますので、一般質問させていただきたいと思っております。

件名1、管内の火災状況について伺うものです。冬場はやはりストーブや、また火災の原因というのが非常に思い当たり、そこで注意しようという喚起もあるのですが、夏場は何が原因で火災が起きるのだろうと非常に単純に不思議に思いました。そういう中で管内の火災状況、どういう原因で火災が起きているのだろうかというところで質問を用意いたしました次第です。

要旨1、出火原因の傾向はあるのかということで、やはり原因を突き止めて、火災は少なく、今は大分減っているという状況ですが、より一層、市民の協力で火災を減少していこうという気持ちで、要旨1、出火原因の傾向はあるのかを聞きたいと思っております。

件名2、夏場における線状降水帯やゲリラ豪雨などの大雨に伴う消防活動について伺います。山形や秋田の線状降水帯でやはり非常に大きな被害がありました。ここもそういうことが起きないとは限りません。やはりどういう状況でこの管内でどのような水害を想定しているのか、要旨1です。

要旨2、具体的に消防活動をどのように行うのか。実際になったらどのような段取りで、どういう連携で行うのかをお聞きしたいと思っております。

それから、地域である消防団との連携、こちらもやはりどのような形で連携をしていくのか。この要旨3点をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

坂巻予防課長。

[坂巻泰弘予防課長登壇]

坂巻泰弘予防課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

初めに、火災件数につきましては、消防本部管内は平成20年の139件をピークに、令和5年には64件まで減少しており、全国的にも平成20年が5万2,394件、令和5年には3万8,659件まで減少しております。

次に、出火原因でございますが、近年の主な出火原因は、たばこ、たき火、放火の疑い、コンロ、電気関係となっており、全国的にもほぼ同様の原因となっております。この中で、電気関係を出火

原因とする火災が増加する傾向が見られ、平成20年から5年ごとに当消防本部管内の電気関係を出火原因とする割合を算出しますと、平成20年は5%、平成25年は7.6%、平成30年は15.7%、令和5年は17.1%となっている状況でございます。このように、電気関係を出火原因とする割合は、平成20年と令和5年を比較すると3倍を超えており、当消防本部では電気関係の火災に注意していただけるよう広報しているところでございます。

以上でございます。

橋本 稔議長 原田次長兼警防課長。

〔原田正美次長兼警防課長登壇〕

原田正美次長兼警防課長 件名2、要旨1から要旨3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。管内での水害の想定につきましては、組合市の水害・洪水ハザードマップのほか、鴻巣市の元荒川、桶川市の江川、北本市の赤堀川などの溢水による河川被害やゲリラ豪雨など一時的な大量の降水により、建物や道路などが水につかってしまう内水氾濫を想定しております。

次に、要旨2についてお答えします。当消防本部では、水害対応資機材として各消防署に6名搭乗可能な救命ボートを配備し、さらに鴻巣消防署には20名が搭乗可能な高機能救命ボート及び5名搭乗可能な組立式ボートを配備しております。また、各分署には3名搭乗可能な折り畳み式ボートを令和2年度から計画的に配備し、令和7年度には全ての分署に配備が完了いたします。この資機材を活用し、水深が深く歩いて避難することができない場合や車両が冠水した場合には、ボートでの救出活動を実施いたします。その他の活動といたしましては、土のうによる浸水防止や排水ポンプ等による排水作業を行います。また、道路冠水などに対しては、他の関係機関と道路警戒等を実施いたします。

次に、要旨3についてお答えいたします。消防団との連携につきましては、消防署の全ての車両が出動した場合や、消防力を集中的に投入する必要が生じ、消防署と消防団を併せた消防力を効果的に運用する場合には、組合市と協議し消防団に出動を要請します。現場では、消防署と消防団で情報を共有し、それぞれの役割を協議し、連携した災害活動を行うこととしております。

また、荒川の洪水による水害を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるため、毎年、荒川河川敷にて鴻巣市、熊谷市及び行田市の消防団と消防が参加し、荒川北縁合同水防訓練を実施しております。

以上でございます。

橋本 稔議長 中村洋子議員。

15番 中村洋子議員 再質問させていただきます。

件名1について、要旨1、電気関係の火災の具体的な例と防止策について伺いたいと思います。

件名2につきまして、再質問、過去5年間における内水氾濫の出動件数を教えてください。

それから、要旨2については、救命ボートを運用するのに必要な人数が確保されているのかを伺いたいと思います。

要旨3についての再質問は、水害時により道路が通れなくなった場合、組合市の道路管理者との連携はどのように行っているのか、再質問したいと思います。お願いします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

坂巻予防課長。

坂巻泰弘予防課長 件名1、要旨1の再質問についてお答えいたします。

電気関係の火災の主な具体例でございますが、1つ目は電気コードからの出火でございます。コードの劣化や家具の踏みつけによるショートやコードを束ねたままでの使用により発熱から出火に至ります。防止策といたしましては、古くなったコードの更新、コードの踏みつけや束ねて使用しないなどの適正な維持管理が有効と考えられます。

2つ目は、コンセントからの出火でございます。コンセントとプラグの隙間にほこりがたまり湿気を吸うことで出火に至ります。防止策といたしましては、定期的な点検と清掃の実施が必要となります。

3つ目は、テーブルタップからの出火でございます。テーブルタップに接続可能な消費電力を超えて電気製品を使用することで発熱し出火に至ります。防止策といたしましては、テーブルタップの許容量を確認し、接続する電気製品の消費電力が許容量を超えないように使用する必要がございます。

4つ目は、古い年式の低圧進相コンデンサからの出火でございます。低圧進相コンデンサは長期使用に伴う絶縁劣化により発熱し出火に至ります。防止策といたしましては、業者による点検の実施または機器を交換する必要がございます。

以上でございます。

橋本 稔議長 原田次長兼警防課長。

原田正美次長兼警防課長 件名2、要旨1から要旨3の再質問について順次お答えいたします。

初めに、要旨1の再質問についてお答えいたします。過去5年の管内で発生した内水氾濫に伴う出動件数ですが、令和元年は14件、令和2年はゼロ件、令和3年は1件、令和4年は7件、令和5年は2件となっております。なお、令和元年は、台風19号の影響から出動件数が多くなっております。

次に、要旨2の再質問についてお答えいたします。救命ボートを必要とする救助出動には、当日勤務している職員により、ボートを運用するための出動態勢を整えております。なお、台風等により大きな被害が予想され、人員の確保が必要となる場合には、非常招集計画に基づき週休や非番の職員を招集し、災害対応を行います。

次に、要旨3の再質問についてお答えいたします。組合市の道路管理者との連絡につきましては、

消防が道路冠水等を覚知した場合には、組合市の防災担当課を經由し道路管理担当へ情報が伝わります。逆に、組合市が道路被害を覚知した場合や冠水により道路の通行止めを実施した際は、防災担当課から消防に情報が入ります。このように組合市と連携を図り、情報共有の体制を整えております。

以上でございます。

橋本 稔議長 中村洋子議員。

15番 中村洋子議員 件名1の3回目なのですが、電気関係の火災に対してどのような市民、また広域の住民に対する広報活動を行っているのか、最後にお聞きしたいと思います。

以上です。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

坂巻予防課長。

坂巻泰弘予防課長 件名1、要旨1の再々質問についてお答えします。

電気関係の火災の広報の実施状況でございますが、1つ目は組合市の広報紙、当消防本部のホームページやSNSにて火災を防ぐポイントや出火原因などについての内容を掲載しております。

2つ目は、老人福祉施設や高齢者の集まる集会所へ出向き、火災になる可能性の高い箇所や注意点などについての講話を実施しております。

3つ目は、組合市が実施する防災訓練や消防救急フェアなどにおいて、過去の事例に基づいた出火箇所や原因について周知をするとともに、リーフレットを配布しながら注意点を説明しております。

今後も引き続き、電気関係の火災に注意していただけるよう重点的に広報に取り組んでまいります。

以上でございます。

橋本 稔議長 以上で15番、中村洋子議員の質問を終結いたします。

続いて、14番、諏訪幸男議員の質問を許可いたします。

諏訪幸男議員。

[14番 諏訪幸男議員登壇]

14番 諏訪幸男議員 皆さん、こんにちは。ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

件名1、大規模災害時の対応について。要旨1、消防団との連携について、大地震、大雨等広い地域での災害が発生しております。現在においても東北地域では、大雨の災害、線状降水帯により皆様が大変避難等で苦しんでおられます。広域での救助が必要なときに備えて、消防本部として組織しておりますが、消防団については鴻巣市消防団、北本市消防団、桶川市消防団として別々に活動しておりますが、大規模災害を想定した場合、3消防団を一体化する必要を感じております。

先日視察をさせていただきました長生郡市広域市町村圏組合では、令和元年10月25日、山側の土砂崩れ等で6人の被害がありました。令和5年9月18日、線状降水帯により被害がありましたが、救急搬送はなかったという説明をいただきました。

そして、説明をいただきました議長さんのお話によると、まずは広域消防、広域消防団との連携が非常に大事である。そして、一致団結した活動がその被害を最小限に防ぐものであるというお話をしていただきました。広域消防組合、消防団の広域化についてお聞きするものです。

件名2、今後の県央広域消防の在り方について。要旨1、県央消防管内の人口の推移について。要旨2、県央消防本部の広域化について。今後の県央消防の在り方については、埼玉県に確認をいたしました。消防広域化推進計画によると、埼玉県を7ブロックとする計画があると聞いております。県央消防本部は、さいたま市、上尾市、伊奈町、桶川市、北本市、鴻巣市と考えていると聞いております。今、人口減少を考えたときには広域化が必要であると私も考えております。県央消防本部として広域化についてどのように検討しているかお聞きいたします。

以上です。

橋本 稔議長 順次、答弁を求めます。

原田次長兼警防課長。

〔原田正美次長兼警防課長登壇〕

原田正美次長兼警防課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

消防団との連携について、大規模災害が発生した場合には、組合市に設置された災害対策本部に消防職員と消防団長が立会い、災害の発生状況とインフラの被害状況など、各種災害に適切に対応するための情報を共有し、消防署、消防団のそれぞれの役割を協議し、限られた消防力を効率的に運用するため活動方針を決定します。

大規模災害の想定として、地震では火災や建物等の倒壊、火災では強風等の気象状況による延焼拡大、水害では河川の溢水による河川被害や内水氾濫等を想定しております。具体的な消防団との活動として、地震や火災時では、延焼拡大のおそれのある場所への放水や防火水槽への補水、飛び火警戒の実施及び倒壊建物からの救出活動や避難誘導等を行います。水害時では消防力を集中的に投入する必要がある場合には、消防団に出動を要請し、警戒巡視、避難誘導等を行います。

また、今年度の消防団と連携した訓練は、鴻巣市消防団では鴻巣消防署にて新入団員及び幹部研修を1回、普通救命講習、応急手当普及員講習を各3回、団員研修を4回、消防操法訓練を複数回実施いたします。桶川市消防団では、桶川消防署にて新入団員研修を1回、消防操法訓練を複数回実施し、桶川市役所にて普通救命講習を2回実施いたします。北本市消防団では、北本消防署北本東分署にて新任消防団員訓練を1回、北本市東中学校及び宮内中学校にて総合訓練を各1回実施し、北本市西部公民館にて普通救命講習を1回実施いたします。また、文化財防火デーに伴う消防訓練を各組合市内で1回実施いたします。今後も訓練等を通じ消防団との連携を図り、円滑な現場活動

に努めてまいります。

以上でございます。

橋本 稔議長 千村本部次長。

〔千村 茂本部次長登壇〕

千村 茂本部次長 件名 2、要旨 1 及び要旨 2 について順次お答えいたします。

初めに、要旨 1 についてお答えいたします。当組合の管内人口の推移につきましては、10年前の平成26年 4 月は26万3,544人、令和 6 年 4 月は25万7,311人であり、この10年間で6,233人の減少となり、人口減少率は約2.4%でした。一方、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によりますと、今から11年後となる令和17年の管内人口を23万2,619人と予測しており、これは現在の人口から 2 万4,692人の減少となり、人口減少率が約9.6%となることから、大幅な減少が予想されます。さらに、人口減少とともに少子高齢化が著しく進行することが見込まれます。

次に、要旨 2 についてお答えいたします。埼玉県が平成20年に策定し、平成31年 3 月に改定した消防広域化推進計画では高齢化に伴う救急搬送の増大や人口減少に伴う税収減による消防体制及び装備の維持困難をうたい、消防の広域化の必要性を唱えています。これまでの状況としましては、消防広域化推進計画により示された県内を 7 ブロックに分けた市町村の組み合わせの中で、当消防本部はさいたま市、上尾市及び伊奈町と消防広域化を進めるよう示されました。しかしながら、さいたま市は広域化に加わらない方針を明らかにしたため、当消防本部は上尾市及び伊奈町に広域化への働きかけを積極的に推進してまいりましたが、合意には至りませんでした。その後、上尾市と伊奈町は県から消防広域化重点地域に指定され、令和 5 年に伊奈町が上尾市に消防事務を委託いたしました。

そのほか、平成20年以降の県内における消防広域化の状況といたしましては、平成25年に所沢市のほか 4 市で構成する埼玉西部消防局、久喜市のほか 5 市町で構成する埼玉東部消防組合消防局、平成28年には草加市と八潮市により草加八潮消防局がそれぞれ発足いたしました。これにより、消防広域化推進計画策定時には36あった消防本部数が現在は26消防本部となりました。今後、国及び埼玉県が推進する消防広域化に係る施策や近隣消防本部の動向を注視し、機会を捉えて消防広域化について検討してまいります。

以上でございます。

橋本 稔議長 諏訪幸男議員。

14番 諏訪幸男議員 ただいま一通りの答弁をいただきました。

それでは、件名 2 の要旨 2 について再質問をさせていただきます。ただいまの答弁で消防広域化重点地域に指定されましたとありましたが、このことについての詳細について質問いたします。

そして、また県央消防本部がこの地域に含まれているのかについても確認をいたします。

以上です。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

千村本部次長。

千村 茂本部次長 件名2、要旨2の再質問についてお答えいたします。

初めに、消防広域化重点地域についてご説明いたします。平成25年4月1日付の消防庁長官通知により、広域化の重点地域の指定の対象となる地域の具体的な目安として、「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」及び「広域化の気運が高い地域」など、市町村の消防の現況及び将来の見通しや地域の実情等を勘案して、都道府県知事はその判断により重点地域の指定を行うものであるとしております。これを受け埼玉県では、平成26年2月に草加市と八潮市を、平成26年9月には上尾市と伊奈町を広域化重点地域に指定し、協議会の進捗等を支援しております。

次に、当消防本部が広域化重点地域に含まれているかとの質問でございますが、これまでの県の広域化重点地域の指定は先ほど説明した2地域であり、当消防本部は含まれておりません。繰り返すにはなりますが、当消防本部といたしましては、今後も国や埼玉県が推進する消防広域化に係る施策や近隣消防本部の動向を引き続き注視してまいります。

以上でございます。

橋本 稔議長 以上で、14番、諏訪幸男議員の質問を終結いたします。

続いて、13番、浦田充議員の質問を許します。

浦田充議員。

〔13番 浦田 充議員登壇〕

13番 浦田 充議員 議席番号13番、浦田充です。議長の許可をいただきましたので、早速1回目の質問をさせていただきます。

件名1、救助活動における携帯電話事業者への位置情報提供要請について。今年の元日に発生した能登半島地震では、要救助者の捜索が難航しました。その中で、消防庁が石川県が作成した安否不明者リストを基に、携帯電話事業者にその安否不明者の携帯電話の位置情報提供を求め捜索に役立ったということがありました。

そして、6月の新聞報道によると、この取組を踏まえ、救助機関である消防などが自治体の作成した安否不明者名簿から安否不明者の位置情報提供を受けられるようになりました。このことについて、本消防本部としてどのような影響があるのかというのを確認したいと思い質問します。

要旨1、今年度6月、位置情報提供を受けるための要件が緩和され、電話番号が不明の場合でも一定の場合に位置情報が可能となりました。このことによるメリットを伺います。

要旨2、また、安否不明者名簿を活用し、救助機関が要救助者を絞り込んだ場合に、その要救助者の位置情報取得も可能となりましたが、名簿の作成はどのように行うのでしょうか。

要旨3、また、過去の位置情報取得も可能となりましたが、どのような活用を考えていますか。

件名2、安否確認等の通報への対応状況について。先日の行政視察の際、視察内容と直接関係ありませんでしたが、視察先の消防本部のご説明の中で、安否確認に関連した救助件数が増えているということをお聞きしました。そこで、本消防本部での状況がどのようになっているのか把握したいと思ってお伺いします。

要旨1、安否不明な方の安否確認を求める通報があった場合の出動までの流れ、出動要否の判断方法及び警察等との連携について伺います。

要旨2、安否確認のための出動件数について過去5年の推移、近年の傾向をお伺いします。資料配布をお願いします。

要旨3、要旨2のうち、誤報（就寝中、旅行中などにより連絡がつかなかったことなどによる通報）の件数、割合を伺います。こちらも資料をお願いします。

要旨4、安否確認に対する業務の課題と対策をお伺いします。

以上、よろしくお伺いします。

橋本 稔議長 順次、答弁を求めます。

原田次長兼警防課長。

〔原田正美次長兼警防課長登壇〕

原田正美次長兼警防課長 件名1、要旨1から要旨3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。携帯電話事業者に要救助者の位置情報提供要請を行う場合は、次の全てを満たすことが要件となります。1つ目が要請の目的が要救助者の生命、身体の保護であること。2つ目が要救助者の生命または身体に対して重大な危険が切迫していると認められること。3つ目が要救助者を早期に発見するために当該位置情報を携帯電話事業者が取得し、係る情報の提供を受けることが不可欠であると認められることとなります。

これまでは、携帯電話からの119番通報を受信した際に、体調不良等により途中で通話が切れた場合には、携帯電話番号から氏名及び住所の情報提供を受けておりました。令和6年6月の緩和により、大規模な地震、洪水等の災害時においては、安否不明者名簿に記載された要救助者の電話番号が不明の場合であっても、氏名、住所等から位置情報の提供要請を行うことが可能となりました。この緩和により、今まで以上に検索活動の早期着手、早期発見につながるものと考えております。

次に、要旨2についてお答えいたします。まず、被災者の安否情報の収集及び提供に関する事務につきましても、市が担当することになり、消防は安否情報を基に要救助者の検索範囲の特定や救出活動に着手いたします。

次に、要旨3についてお答えいたします。過去の位置情報の活用についてですが、携帯電話のバッテリー切れなどにより電源が入っていないなど、要救助者の現在の位置情報が取得できない場合は、最後に確認された約1週間以内の位置情報が提供されることになりました。要救助者がその場に留まっている可能性を考え、提供された位置情報を基に、検索範囲の絞り込みなどに活用できる

と考えております。

次に、件名 2、要旨 1 から要旨 4 について順次お答えいたします。

初めに、要旨 1 についてお答えいたします。出動までの流れについてですが、安否不明な方の安否確認を求める出動は、警察や119番等からの通報により、救助出動（建物等による事故）として、警防隊と救急隊の車両 2 台で出動しております。

次に、出動要否の判断は、通報内容が次の 4 つのいずれかに該当した場合に安否確認の事案として出動しております。1 つ目が警察からの通報による安否確認で家人情報が不明確な場合、2 つ目が家族、知人等からの通報で連絡が取れない場合、3 つ目が近隣住民等からの通報で最近見かけない、郵便物がたまっているという場合、4 つ目がその他家人の存在が予想される事実がない場合となります。また、住民からの通報は先に警察に入ることが多く、その場合には警察から消防へ通報が入り、逆に先に通報が消防に入った場合には、消防から警察に通報しております。

次に、警察との連携につきましては、警察と消防は通報内容を共有しており、それぞれが現場へ出動しております。それぞれの現場での活動については、消防は人命救助に徹し、警察は家人及び関係者の情報収集や事件性を考慮した活動など、役割を分担し、連携した活動を行っております。

次に、要旨 2 についてお答えいたします。安否確認のための出動件数については、総務省消防庁が行う統計調査等において、安否確認の災害種別はありませんが、当日配布いたしました一般質問資料の資料 1 では、過去 5 年の救助件数から要救助者の存在が不明確な出動件数を安否確認として計上しております。安否確認の件数は、令和元年で30件、令和 2 年が36件、令和 3 年が59件、令和 4 年が110件、令和 5 年が149件であり、出動件数は年々増加傾向にある状況となっております。

次に、要旨 3 についてお答えいたします。一般質問資料の資料 1 に示した誤報等の件数は、家人が不在、就寝中に加え、家人と対面したが体に異常がなく、救急搬送の必要がなかった案件等の数値を計上しております。誤報等の件数は、令和元年が 8 件で安否確認の出動件数に対する割合は 26.7%でありましたが、令和 5 年では79件で割合は53%となっております。安否確認の出動に対する割合は、令和 2 年からは約半数が誤報等となっております。

次に、要旨 4 についてお答えいたします。業務の課題といたしましては、家人が呼びかけ等に応答がない場合に、家人や関係者に接触するのに時間を要することや、建物の開口部の確認や建物内部への進入等に時間を要することで、現場に滞在する時間が長くなることから、多くの人員が長時間活動することが挙げられます。対策といたしましては、安否確認の出動車両を指揮隊、救助隊、警防隊、救急隊の車両 4 台としておりましたが、現場での活動状況等を検証し、令和 6 年 1 月から、通報時に家人の情報が不明確な安否確認事案には、警防隊と救急隊の車両 2 台で出動することになりました。

以上でございます。

橋本 稔議長 浦田充議員。

13番 浦田 充議員 件名1については理解しましたので、再質問はありませんが、件名2のほうの要旨2、3に関してですが、安否確認件数がこの資料を見ますと大幅に増えていまして、先ほどの答弁の中で消防の数を4台から2台に減らしたということですが、それでも今後増加していけば足りるのかという心配があるわけですが、その中で増加要因を分析して、将来を予測して対応を検討していく必要があると思うのですが、この安否確認件数の増加要因は何だと考えているのでしょうか。また、今後、件数が増加した場合のさらなる対応というのを考えているのかお伺いします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

原田次長兼警防課長。

原田正美次長兼警防課長 件名2、要旨2の再質問についてお答えいたします。

安否確認件数の増加要因といたしましては、現場の傾向からひとり暮らしの方が増えたことが考えられます。今後、件数が増加した際の対応といたしましては、令和6年1月から安否確認出動に関する対策として、警防隊と救急隊の2台での出動体制としたことから、現在の体制を維持してまいりたいと考えますが、引き続き今後の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

橋本 稔議長 以上で13番、浦田充議員の質問を終結いたします。

続いて、8番、諏訪三津枝議員の質問を許します。

諏訪三津枝議員。

〔8番 諏訪三津枝議員登壇〕

8番 諏訪三津枝議員 ただいまより、2024年7月定例会においての一般質問を通告順に行います。議席番号8番、諏訪三津枝でございます。

質問は1件、件名、消防士の熱中症対策についてであります。気候変動の影響で災害級の危険な暑さが繰り返される中、消防士は火災が発生すれば防火服を身につけて現場に向かいます。市民の命、財産を守る消防士の熱中症対策はどのように行われているか、要旨1、2、3でお伺いをいたします。

まず、要旨1、災害活動中における消防士の熱中症の実態はです。消防士は火災現場で炎から消防士自身が身を守るために、防火衣、防火ヘルメットを着用し現場活動をします。特に夏場は消防士は熱中症リスクが高い中で活動しなければなりません。近年は特に猛暑日と言われる日もあり、夜間でも気温が下がりません。災害活動で出動した消防士が活動中に熱中症になった事例があるか、まずお聞きいたします。

次に、要旨2、消防服等装備品への熱中症対策はです。野外や暑い場所で作業する方々が利用している冷却ベストなどの装備はどのようになっているか伺います。

続いて、要旨3、気候変動の影響で危険な暑さが繰り返される中、消防活動において消防士自らが熱中症とならないように行う訓練はであります。通常であれば、梅雨から初夏にかけての気温の

上昇に応じて、自然と暑さに体が慣れていく暑熱順化という変化が出ますが、近年、5月にも30度を超えるときがあり、意図的に暑熱順化をすることが注目されています。消防士の訓練に取り入れられているようですので、詳細をお伺いいたします。

ただいまで1回目の質問といたします。

橋本 稔議長 順次、答弁を求めます。

島田消防総務課長。

〔島田英樹消防総務課長登壇〕

島田英樹消防総務課長 お答えいたします。

件名1、要旨1から要旨3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。災害活動中における職員の熱中症は、過去5年間で2件発生し、延べ3人を救急搬送しております。これは、暑さが厳しくなる6月末と8月下旬に発生した建物火災現場で、気温が30度前後となる過酷な状況の中、防火衣や呼吸器等を装着して、完全装備での消火活動を実施したものでございます。

次に、要旨2についてお答えいたします。熱中症対策装備品といたしまして、平成25年度から冷却ベストと保冷剤を各消防署及び分署へ計画的に配布し、それと合わせて冷蔵・冷凍庫も配備いたしました。火災出動時等に冷却ベストと保冷剤を組み合わせて使用することで、体温の上昇を抑えたり、体温を下げる効果も期待できます。また、保冷剤を現場で交換できるよう、必要に応じて予備を指揮隊や後方支援隊が搬送いたします。さらに、消防本部に業務用製氷機を設置し、夏場の火災出動等においては、大量の氷と飲料水を後方支援隊が現場へ搬送すると同時に、後方支援車両である人員輸送バスを休憩所として使用し、活動隊員の休息場所を確保しております。

次に、要旨3についてお答えいたします。職員が熱中症にならないように行う訓練といたしまして、暑熱順化訓練を実施しております。暑熱順化とは、身体が暑さに慣れることを言います。本格的に暑くなる前の時期から訓練を行うことで、徐々に暑さに慣れさせ、熱中症になりにくい体をつくることを目的としております。訓練は暑熱順化トレーニング要領に基づき、おおむね5月から7月の期間とし、防火衣等を完全装着しての消火訓練や、防火衣や雨衣を着用してのランニングなど発汗しやすい環境をつくり出し、10日から14日間連続して訓練を行うことで、初期の暑さへの順応を促します。

また、職員への熱中症教育といたしまして、埼玉県消防学校で実施される熱中症対策研修会への参加や、交替制勤務者が勤務日に行っている所属研修の教養の時間を使い、各所属において熱中症についての教育研修を実施しております。さらに、安全衛生管理事業として、産業医に熱中症をテーマとした健康講話を依頼し、熱中症に関する知識の向上を図っております。これらの資料等は、当消防本部の庁内ホームページに掲載し、全職員が容易に閲覧できる体制を構築し、情報の共有を図っております。

以上でございます。

橋本 稔議長 諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 では、要旨1から要旨3にかけて再質問をさせていただきます。

まず、要旨1でございます。過去5年間で2件発生している。そして、人数は延べ3人という救急搬送があったというご答弁でございました。暑さが厳しくなる6月末と8月下旬に発生した建物火災現場で気温が30度前後となる苛酷な状況の中、防火衣や呼吸器等を装着して完全装備で消火活動を行って、救急搬送されたという事例ということでございました。

それぞれの発生年度と、搬送に至らずとも熱中症の症状が見られた人数をまずお伺いをいたします。

要旨2の再質問です。平成25年度から冷却ベストと保冷剤、各消防署、分署へ計画的に配布しているということでございます。そうしますと、現在は全ての消防署、分署に配備されていると考えてよろしいのかどうか、再質問をいたします。

要旨3の再質問でございます。暑熱順化訓練、暑さが本格化する前の5月から7月に実施しているというご答弁でございました。暑さに慣れる能力には、年齢、体力、その日の体調等により大きな個人差が出ると言われています。暑熱環境テストとして、体温、心拍数、水分損失率などの測定をして、データ管理や訓練後に隊員からアンケート等の感想を取ることはあるのかどうかお伺いをいたします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

島田消防総務課長。

島田英樹消防総務課長 件名1、要旨1から要旨3までの再質問についてお答えいたします。

救急搬送された2件の事案の発生年度は、ともに令和4年度でございます。また、搬送にいたらずとも熱中症の症状が見られた人数とのご質問ですが、搬送された職員以外に体調不良を起こした者について、各出動隊から報告等はありませんでしたので、ほかにはいなかったものと認識しております。

なお、現場では熱中症のリスク回避のため、隊員をローテーションさせながらの活動や、バスを使用した休憩所の確保、飲料水の補充等の後方支援活動を実施しております。

次に、要旨2の再質問についてお答えいたします。冷却ベストと保冷剤は平成25年度に配備して以降、平成26年度、平成28年度に計画的な増強を行い、全ての所属に配備が完了しております。また、令和3年度には救急隊にも配布し、さらなる増強を図っております。

次に、要旨3の再質問についてお答えいたします。暑熱順化訓練において、水分損失率は測定しておりませんが、体温と脈拍数の測定は訓練開始前と実施直後に行い、個々に暑さへの順応状況を確認しております。また、訓練後には参加した隊員間で体調面の確認を含めた話合いを行っておりますので、個別のアンケート等は実施しておりません。

以上でございます。

橋本 稔議長 諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 では、要旨2の再々質問を行わせていただきます。

全ての所属に配備が完了して、そしてさらに令和3年度には救急隊にも配布されているというご答弁でございました。東京消防庁の研究結果などを見ますと、夏期に限らず、冷却ベストを車両に搭載をして、必要時にできるだけ早く着装ができるように配慮されているということが出ておりました。

また、冷却剤は休息時の身体冷却にも積極的に活用をする。防火帽の離脱、防火衣の上衣前面開放など、蓄熱軽減の方法として熱中症予防に非常に効果があるということが明らかになっているということも出ておりました。消防活動中においても安全が確保できる場合は、積極的に防火帽を離脱させ、そして同時に防火衣の前面を開放させるなどが提言されています。消防服等装備品の着用についての扱いについて、見解を再々質問いたします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

島田消防総務課長。

島田英樹消防総務課長 件名1、要旨2の再々質問にお答えいたします。

当消防本部におきましても冷却ベストは夏期に限らず使用できるよう、冷却ベストに保冷剤を詰めた状態で冷凍庫に保管し、出動時、迅速に着装できる体制を整えております。また、消防服等の装備品の着用についてでございますが、消防活動において安全が確保できる場合は空気呼吸器の離脱や、資機材撤収時には防火衣の離脱、防火帽から保安帽への切り替えなど、現場の隊長判断で隊員の負担及び蓄熱軽減を図っております。

さらに、先ほど答弁させていただいた人員輸送バスを使用しての休憩時には、防火衣等を離脱させ、Tシャツなどの軽装による休息を取らせた上、十分な水分補給を促し、隊員の熱中症予防に配慮しております。

以上でございます。

橋本 稔議長 以上で8番、諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

◎ 議案第16号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第8、議案第16号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第16号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

橋本 稔議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

橋本 稔議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申しあげました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、ご決定を賜りましたことを心から御礼を申し上げます。

結びに、これから一層暑さの厳しい時期を迎えます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

たきます。本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告

橋本 稔議長 以上をもって、令和6年7月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時35分)

議 長 橋 本 稔

署 名 議 員 金 森 す み 子

署 名 議 員 糸 井 政 樹

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

令和6年7月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
16	令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第1号)	16	7月30日	原案可決